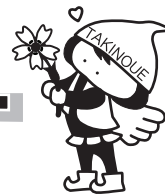


# 2月17日(月)から

# 確定申告が始まります



令和元年分所得税の確定申告及び令和2年度住民税の申告を2月17日(月)から3月16日(月)までの間、下記の会場で受け付けいたします。なお、地区毎に指定された日に都合が悪い場合には、他の日程で申告することも可能です。

- ※紋別税務署の担当者は来町しません。土地・建物などを売った方は、申告会場で確定申告をする場合、時間を要しますので、可能な方は紋別税務署へ直接申告されることをお勧めします。
- ※申告のない方については、所得証明等の書類が必要なときに交付されないだけでなく、国民健康保険税等について、本来受けられるべき軽減等が受けられないなど、不利益になる場合がありますので注意してください。

## 令和元年分所得税の確定申告・令和2年度住民税の申告受付日程表

	日	月	火	水	木	金	土
	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
会場 時間 参加 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 あけぼの町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 滝美町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 栄町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 旭町・元町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 幸町	
	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	2/29
会場 時間 参加 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	基幹集落センター 午前9:00～午後3:30 濁川中央	基幹集落センター 午前9:00～午後3:30 濁川みどり町・雄鎮内 大正・滝下・雄柏	基幹集落センター 午前9:00～午後3:30 新町	アイビーハイツ 午後1:30～午後3:30 溪樹園入所者・アイ ビーハイツ入居者	
	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
会場 時間 参加 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 年金所得のみの方 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 年金所得のみの方 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 札久留・白鳥	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 一区・二区・三区	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 滝西・茂瀬・四区	
	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
会場 時間 参加 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	
	3/15	3/16	<p>～障害者控除対象者認定について～</p> <p>障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で、次の要件に該当する方は、役場に申請し、認定を受けることで障害者(特別障害者)控除を受けることができます。詳細については、お問い合わせください。</p>				
会場 時間 参加 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)					

◇問い合わせ先  
住民生活課住民税係  
☎ 29-2111  
(内227・228)

区分	認定対象者
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる障害のある方
	身体障害者(3級～6級)に準ずる障害のある方
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる障害のある方
	身体障害者(1級・2級)に準ずる障害のある方
	常に就床を要し複雑な介護を要する方(寝たきり高齢者)

◇障害者控除に関するお問い合わせ 保健福祉課福祉係 ☎29-2111(内237・238)